（岐阜県警察本部長）警視監　岡　真臣
（香川県警察本部長）警視視長　木下　慎哉
警察庁長官官房付を命ずる（各通）
（警察庁交通局交通企画課長）
警視監　早川　治
（警察庁長官官房付）警視長　木下　慎哉
国土交通省に出向させる（各通）
（同）警視監　岡　真臣
防衛省に出向させる
（国土交通省総合政策局公共交通政策部交通支援課長）国土交通事務官　髙葉　圭一
警視長に任命する
警察庁長官官房参事官（教養担当）を命ずる
（警察庁生活安全局長）警視監　種谷　良二
警察庁生活安全局地域課長事務取扱を命ずる
（警察庁刑事局長）同　吉田　尚正
警察庁刑事局捜査支援分析管理官事務取扱を命ずる
（福岡県警察本部暴力団対策部長）警視長　千代延晃平
警察庁刑事局組織犯罪対策部暴力団対策課長を命ずる
（警察庁交通局交通規制課長）
同　櫻澤　健一
警察庁交通局交通企画課長を命ずる
（警察庁交通局長）警視監　井上　剛志
警察庁交通局交通規制課長事務取扱を命ずる
（秋田県警察本部長）警視長　小嶋　典明
科学警察研究所総務部長を命ずる
（科学警察研究所副所長）警視監　堀金　雅男
科学警察研究所総務部長事務取扱を免ずる
（関東管区警察局長）同　黒木　慶英
関東管区警察局総務監察部長事務取扱を命ずる
（以上八月十日）

財　務　省

（国際局次長）財務事務官　土井　俊範
国際局長武内良樹外国出張不在中同局長事務代理を命ずる（八月二十五日）

官庁発表

官庁事項

浜田地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の公表について

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第19条の３第２項の規定に基づき、次のとおり浜田地区に係る特定漁港漁場整備事業計画を公表する。

平成28年８月29日

農林水産大臣　山本　有二

（「次のとおり」は省略し、浜田地区に係る特定漁港漁場整備事業計画を水産庁漁港漁場整備部計画課、島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

労　働

船員の特定最低賃金の改正の決定に関し、関係船員及び関係使用者の意見聴取に関する公示

近畿地方交通審議会は、近畿内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金（平成９年近畿運輸局最低賃金公示第１号）、近畿海上旅客運送業最低賃金（平成９年近畿運輸局最低賃金公示第２号）及び近畿漁業（沖合底びき網）最低賃金（平成15年近畿運輸局最低賃金公示第１号）の改正の決定について調査審議を行うため、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第37条第３項において準用する同法第25条第５項の規定により、本事案について関係船員及び関係使用者の意見を聴くので、意見を述べようとする者は、意見を記載した書面（様式任意）に意見提出者の氏名又は名称及び連絡先を付記して、本日から15日以内に近畿運輸局海事振興部船員労政課「郵便番号540－8558大阪府大阪市中央区大手前四丁目１番76号」あて提出されたい。

１　事案の要旨　最低賃金法第35条第７項の規定に基づく、下記３に掲げる船舶所有者に使用されている船員であって、下記３に掲げる船舶に乗り組む者に係る特定最低賃金の改正の決定について

２　適用する地域　近畿運輸局の管轄区域（兵庫県の区域を除く。）

３　適用する使用者

⑴　国内各港間のみを航海する船員法（昭和22年法律第100号）第１条に規定する船舶のうち、次の各号に掲げるもの（漁船、海上旅客運送業又はサルベージ業に従事する船舶を除く。）の船舶所有者であって、前項の地域内に主たる船員の労務管理の事務を行う事務所を有する者（船員法第５条の規定に基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）

①　平水区域を航行区域とする鋼船
②　沿海区域を航行区域とする総トン数100トン未満の鋼船
③　鋼製はしけ
④　木船

⑵　旅客運送の用に供する船員法第１条に規定する船舶のうち、次の各号に掲げるものの船舶所有者であって、前項の地域内に主たる船員の労務管理の事務を行う事務所を有する者（船員法第５条の規定に基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）

①　平水区域を航行区域とする船舶
②　沿海区域を航行区域とする総トン数100トン未満の船舶
③　沿海区域を航行区域とする総トン数100トン以上の船舶で、その航行区域が平水区域から当該船舶の最強速力で２時間以内に往復できる区域に限定されているもの

⑶　前項の地域内に主たる船員の労務管理の事務を行う事務所を有する船員法第１条に規定する船舶の所有者（船員法第５条の規定に基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）のうち、沖合底びき網漁業（漁業法第52条第１項の指定漁業を定める政令（昭和38年政令第６号）第１項第１号に掲げる漁業をいう。）の用に供する漁船の船舶所有者

平成28年８月29日

近畿地方交通審議会会長　尾崎　　裕

近畿地方交通審議会は、神戸内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金（平成９年神戸海運監理部最低賃金公示第１号）、神戸海上旅客運送業最低賃金（平成９年神戸海運監理部最低賃金公示第２号）、神戸漁業（沖合底びき網）最低賃金（平成９年神戸海運監理部最低賃金公示第３号）の改正の決定について調査審議を行うため、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第37条第３項において準用する同法第25条第５項の規定により、本事案について関係船員及び関係使用者の意見を聴くので、意見を述べようとする者は、意見を記載した書面（様式任意）に意見提出者の氏名又は名称及び連絡先を付記して、本日から15日以内に神戸運輸監理部海事振興部船員労政課「郵便番号650－0042兵庫県神戸市中央区波止場町１番１号」あて提出されたい。

１　事案の要旨　最低賃金法第35条第７項の規定に基づく、下記３に掲げる船舶所有者に使用されている船員であって、下記３に掲げる船舶に乗り組む者に係る特定最低賃金の改正の決定について

２　適用する地域　神戸運輸監理部の管轄区域

３　適用する使用者

⑴　国内各港間のみを航海する船員法（昭和22年法律第100号）第１条に規定する船舶のうち、次の各号に掲げるもの（漁船、海上旅客運送業又はサルベージ業に従事する船舶を除く。）の船舶所有者であって、前項の地域内に主たる船員の労務管理の事務を行う事務所を有する者（船員法第５条の規定に基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）

①　平水区域を航行区域とする鋼船
②　沿海区域を航行区域とする総トン数100トン未満の鋼船
③　鋼製はしけ
④　木船

⑵　旅客運送の用に供する船員法第１条に規定する船舶のうち、次の各号に掲げるものの船舶所有者であって、前項の地域内に主たる船員の労務管理の事務を行う事務所を有する者（船員法第５条の規定に基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）

①　平水区域を航行区域とする船舶
②　沿海区域を航行区域とする総トン数100トン未満の船舶
③　沿海区域を航行区域とする総トン数100トン以上の船舶で、その航行区域が平水区域から当該船舶の最強速力で２時間以内に往復できる区域に限定されているもの

⑶　前項の地域内に主たる船員の労務管理の事務を行う事務所を有する船員法第１条に規定する船舶の所有者（船員法第５条の規定に基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）のうち、沖合底びき網漁業（漁業法第52条第１項の指定漁業を定める政令（昭和38年政令第６号）第１項第１号に掲げる漁業をいう。）の用に供する漁船の船舶所有者

平成28年８月29日

近畿地方交通審議会会長　尾崎　　裕